

表 3-1-2 既存建築物の非住宅部分の床面積が 300m² 未満の場合の規制措置の適用

非住宅部分の増改築の床面積、又は増改築後の非住宅部分の床面積	増改築を行う床面積	2017年4月以後に新築された建築物の増改築	2017年4月時点で現に存する建築物の増改築	
			増改築面積が増改築後全体面積の1/2超(特定増改築外)	増改築面積が増改築後全体面積の1/2以下(特定増改築)
300m ² 未満	10m ² 以下	手続きなし		
	10m ² 超	説明義務(本則27条)		
	300m ² 以上	届出義務(本則19条)		
300m ² 以上		適合義務(本則12条)	適合義務(本則12条)	届出義務(附則3条)

表 3-1-3 既存建築物の非住宅部分床面積が 300m² 以上の場合の規制措置の適用

非住宅部分の増改築の床面積	増改築を行う床面積	2017年4月以後に新築された建築物の増改築	2017年4月時点で現に存する建築物の増改築	
			増改築面積が増改築後全体面積の1/2超(特定増改築外)	増改築面積が増改築後全体面積の1/2以下(特定増改築)
300m ² 未満	10m ² 以下	手続きなし		
	10m ² 超	説明義務(本則27条)		
	300m ² 以上	届出義務(本則19条)		
300m ² 以上		適合義務(本則12条)	適合義務(本則12条)	届出義務(附則3条)